保有個人情報利用停止請求書

令和 年 月 日

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 殿	総合研究所 殿
----------------------	---------

国立研究開発法人 産業技術総合研究所	殿	
(ふりがな) 氏名		
住所又は居所 <u>〒</u>	Tel ()
独立行政法人等の保有する個人情報の保 の規定に基づき、下記のとおり保有個人	護に関する法律(平成15年法律第59号); 情報の利用停止を請求します。	第37条第1

記

利用停止請求に係る保有個人情 報の開示を受けた日	令和 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号: 産総研(情公) 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 口本人 口法定代理人	
2 請求者本人確認書類	
□運転免許証 □健康保険被保険者証	
口個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)	
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	
□ その他(
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。	
3 本人の状況等 <u>(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)</u>	
ア 本人の状況 口未成年者 (年月日生) 口成年被後見人	
(ふりがな)	
イ 本人の氏名	
ウ本人の住所又は居所	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。	
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()

(保有個人情報利用停止請求書の記載に当たっての説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による利用停止請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①~③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第1号)
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第2号)
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第27条第3号)。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、当該保有個人情報を保有する独立行政法人等により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して<u>利用されている</u>と考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第8条第1項及び第2項の規定(目的外提供制限)に違反して他の 独立行政法人等に提供されていると考えるときに、口にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 個人情報保護窓口来所による利用停止請求の場合

個人情報保護窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

- (注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、

(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項 証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に 作成されたものに限ります。)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理 人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又 は提出は認められません。